

後期高齢者医療制度加入の皆様へ

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「みず色の被保険者証」に変わります。

7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口で提示してください。

今までの被保険者証

有効期限 7月31日まで

新しい被保険者証

有効期限 8月1日～(1年間)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き今年度も住民税非課税世帯の方は、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。

過去に交付を受けていない方は送付されませんので、窓口で申請をしてください。

対象となる方

- ① 世帯全員が住民税非課税の方
- ② 世帯全員が住民税非課税で、世帯の所得が控除等を差し引いたとき、0円になる方

保険料軽減措置について

後期高齢者医療は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。平成29年度から軽減率が変わりますので、ご確認ください。

均等割額の軽減

世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計額	軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割
うち被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各所得がない)	9割
33万円+27万円×世帯の被保険者の数	5割
33万円+49万円×世帯の被保険者の数	2割

所得割額の軽減

所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が平成28年度までは5割軽減でしたが、平成29年度は2割軽減されます。(例)年金収入のみの場合は、年金収入15.3万円(21.1万円まで)

職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方の均等割は9割軽減でしたが、平成29年度からは7割軽減に変更になります。所得割の負担はありません。(低所得軽減にも該当する方は、軽減額の大きい方が適用されます)

※注意 国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入の方は、軽減措置の対象になりません。

長期入院をしたときの食事代について

所得区分が低所得Ⅱの認定を受けている方には左記表の内容で食事代の減額があります。

適用を受けるためには、再度申請が必要となりますので、窓口へご相談ください。

所得区分(適用区分)	食事代
現役並み所得者・一般	3600円
90日までの入院	2100円
過去1年間(低所得Ⅱの減額認定を受けている期間に限る)で90日を超える入院で申請した方	1600円
低所得Ⅰ	1000円

※食事代=1食あたりの自己負担額

交通事故などにあったとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やケガをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので窓口まで御連絡下さい。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額を削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。(7月・1月送付予定) ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けた方に「医療費通知書」をお送りします。

日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書等は大切に保管してください。

後期高齢者医療の保険料額決定通知が7月下旬に届きます

保険料の支払い方法
 ・特別徴収 年金からの納付
 ・普通徴収 口座振替または納付書での納付

保険料は原則として年金から納めていただくことになっていますが、窓口で申請することで、特別徴収から口座振替に変更することができます。

納め忘れがなく納付の手間も省けるため便利で安心な口座振替がおすすめです。

◆申請窓口・問い合わせ先

健康推進課 長寿医療係 ☎85-4834
 山本総合支所 地域生活係 ☎83-2115

琴丘総合支所 地域生活係 ☎87-3516